

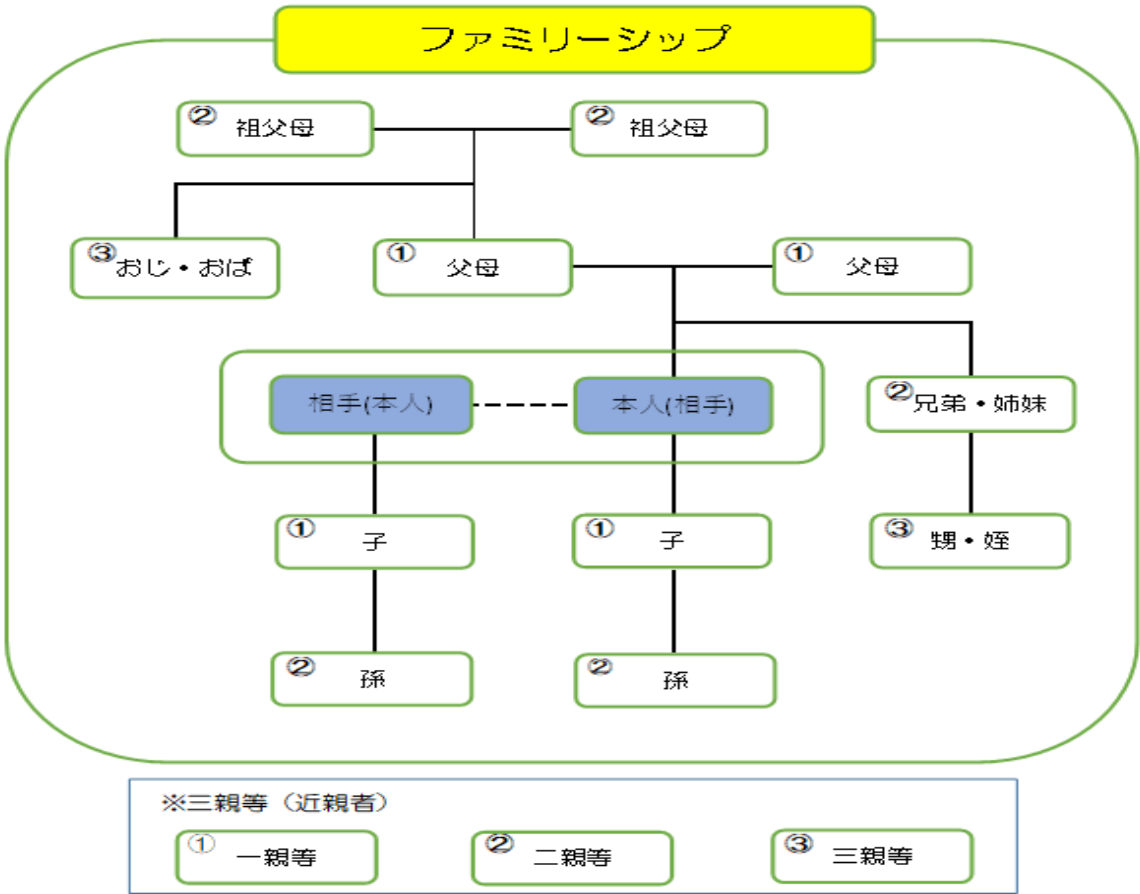
(仮称) あま市ファミリーシップ制度の骨子

◆制度の趣旨

誰もが自分の生き方を主体的に選択でき、性の多様性が認められ、その人自身が自分らしく生きていくための権利が尊重される社会を実現するため、互いを人生のパートナーとして共に暮らしている性的マイノリティの方々やその子ども等が「パートナー」や「ファミリー（家族）」であることを市が認証することにより社会生活を送る上での困難を軽減する制度を創設する。

◆制度の考え方

- ・本制度は、あま市人権尊重のまちづくり条例に基づいて作成された「第2次あま市人権尊重のまちづくり行動計画」に示す、性的マイノリティにおける人権問題の解消を図る制度の一つとして実施するため、実施要綱にて制定する。
- ・本市の「人権尊重のまちづくり行動計画」及び「男女共同参画プラン」は、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方を意識して取り組みの推進を掲げている。SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会の実現を目標とし、法的に婚姻が認められていない同性カップルや、様々な事情により婚姻の届け出をしない、あるいはできないカップルとその子らを対象とした制度とする。
- ・本制度を通じて、市民や事業者の方々に性の多様性に対する理解が広がることを目指す。



1 制度名称等

あま市ファミリーシップ宣誓制度（案）・あま市ファミリーシップ宣誓制度実施要綱（案）
【参考】 愛知県内自治体の制度名称 ○○○宣誓制度、○○○制度、○○○宣言

2 対象者及び要件

宣誓にあたっては、以下の要件を全ての満たす必要があります。

項 目	要 件
年 齢	・双方が民法に規定する成年（18 歳）に達していること
住 所	・双方があま市に住所を有する又はいずれか一方があま市に住所を有し、他方が転入予定であること
婚姻等	・双方が婚姻していないこと ・双方のいずれもが宣誓しようとする相手方以外の者と婚姻、事実婚、ファミリーシップの関係にないこと ・双方が民法に規定する婚姻できない者でないこと ただし、パートナーの関係にある二人が、養子縁組により近親者となった場合は可とする
子を始めとする近親者	・一方または双方と同じ住所で生活を共にしている近親者（三親等）であること ・その他市長が認める者であること

3 宣誓の方法

- ・宣誓は必ず2人が揃って行う。
- ・ファミリーシップの関係にあることを市長に対して宣誓し、宣誓書に署名する。
- ・事前に予約をしてもらい、配慮した場所にて宣誓をしてもらう。
- ・オンライン宣誓の場合は、事前に必要書類を提出してもらう。

4 必要書類

- ・現住所が確認できるもの
住民票の写し又は住民票記載事項証明書
（宣誓時において市内に住所がない場合は、あま市内へ転入予定であることの申出書を提出）
- ・婚姻していないことを証明する書類
戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）、戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）
- ・本人確認ができるもの
自動車運転免許証、旅券、個人番号カード、官公署が発行した顔写真付きの証明書など
- ・受理証明書等に近親者の氏名の記載を希望するときは、必要書類を添付して提出
住民票の写し（世帯全員、世帯一部）、戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）など
- ・通称名を使用する場合
社会生活を送っていることがわかるもの（社員証や郵便物など）を提示

5 交付書類

- ・ファミリーシップ宣誓書受領証
- ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カード

6 再交付等の手続き

- ・交付書類の紛失、毀損、汚損等があったとき
- ・証明書の記載内容の変更があったとき

7 返還・無効

- ・宣誓者間にファミリーシップの関係を形成する意思がないとき（返還）
- ・双方又は一方が市内から転出したとき（返還）
- ・宣誓者の一方が死亡したとき（返還）
- ・宣誓要件に該当しなくなった（返還）又は規定に反するとき（無効）
- ・宣誓書に虚偽があったとき（無効）
- ・不正利用、偽造、変造がわかったとき（無効）
- ・宣誓者の一方が転入しなかったとき（返還・無効）
- ・近親者からの申立てがあったとき（返還）

8 制度導入までのスケジュール

- | | |
|--------|---|
| 令和6年5月 | ・各課で提供できる行政サービスの調査依頼（5/8）
・第1回 人権施策推進審議会（5/20）
制度骨子について説明及び意見聴取 |
| 7月 | ・本部員・幹事人権研修、部会員人権研修（5/20）
・第2回 人権施策推進審議会（7/29）
制度要綱(案)について意見聴取 |
| 8月 | ・対象課とヒアリングを実施した提供できる行政サービスを報告 |
| 8月～9月 | ・9月定例会（全員協議会）にて制度について中間報告 |
| 8月～9月 | ・パブリックコメントを実施 |
| 10月 | ・第3回 人権施策推進審議会
パブリックコメントの意見等を報告、審議
制度要綱(案)の審議、答申 |
| 11月 | ・12月定例会（全員協議会）にて制度実施について報告 |
| 令和7年1月 | ・(仮称)ファミリーシップ制度運用開始
広報、ホームページ等で周知啓発 |

